

令和 7 年 1 2 月

伊那市議会定例會議案書

(関係資料)

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

令和7年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	公の施設の指定管理者の指定について	4
議案第2号	伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例	14
議案第3号	伊那市職員の旅費等に関する条例及び伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例	21
議案第3号関係資料	伊那市職員の旅費等に関する条例の一部改正の概要について	44
議案第4号	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第5号	伊那市保育園条例の一部を改正する条例	53
議案第6号	伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	56
議案第6号関係資料	伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について	67
議案第7号	伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例	68
議案第8号	高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例	70
議案第9号	伊那市海洋センター条例の一部を改正する条例	73
議案第10号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例	83
議案第11号	伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例	85
議案第12号	伊那市下水道条例及び伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例	89
議案第13号	令和7年度伊那市一般会計第5回補正予算について	93
議案第14号	令和7年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について	94

議案第15号	令和7年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算について	95
議案第16号	令和7年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について	96
議案第17号	令和7年度伊那市水道事業会計第2回補正予算について	97
議案第18号	令和7年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について	98

議案第1号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を別紙のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

(議案第1号別紙)

1 伊那里集会施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
木香	創龍会	令和8年1月1日から 令和17年3月31日まで

2 デイサービスセンター

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
長谷デイサービスセンター	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

3 温泉施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
羽広温泉 みはらしの湯	伊那市観光株式会社	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
高遠温泉 さくらの湯	伊那市観光株式会社	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

4 高齢者生活福祉センター

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
高齢者生活福祉センターくつろぎの家	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

5 生活改善センター

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
御堂垣外生活改善センター	御堂垣外区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
北原生活改善センター	北原区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
東高遠生活改善センター	二番郭内町内会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
三義生活改善センター	山室区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
川辺生活改善センター	川辺	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
水上生活改善センター	水上区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
片倉南原生活改善センター	片倉区南原班	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
三番組生活改善センター	三番町内会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
五番組生活改善センター	五番町内会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
松倉生活改善センター	松倉区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
引持生活改善センター	引持常会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで

多町生活改善センター	多町町内会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
島畠生活改善センター	島畠町内会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
相生町生活改善センター	相生町内会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
新町生活改善センター	新町町内会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
的場生活改善センター	的場	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
押出農村コミュニティ施設	越道押出常会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで

6 集会施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮原集会施設	宮原	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
稲持集会施設	稲持町内会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
芝平集会施設	芝平常会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
新井集会施設	新井	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
塩供集会施設	塩供	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで

藤沢多目的集会施設	藤沢区長会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
勝間集会施設	勝間区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
黒沢多目的集会施設	黒沢	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
栗田多目的集会施設	栗田	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
片倉多目的集会施設	片倉区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
弥勒多目的集会施設	弥勒	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
小原下多目的集会施設	小原下常会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
三栄集会施設	三栄常会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
荊口多目的集会施設	荊口	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
板山多目的集会施設	板山	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
中条多目的集会施設	中条	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
下山田集会施設	下山田区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで

中村多目的集会施設	中村	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
弥勒生活改善施設附帯施設	弥勒	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
野 笹 多目的集会施設	野 笹	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
荒町活動拠点施設	荒町区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
番匠交流施設	番匠町内会	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで

7 保養センター

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
高遠さくらホテル	伊那市観光株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで
仙流荘	伊那市観光株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで

8 山荘

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
西駒山荘	伊那市観光株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで
北沢峠 こもれび山荘	伊那市観光株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで

仙丈小屋	伊那市観光株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで
薮沢小屋	伊那市観光株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで
塩見小屋	伊那市観光株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで

9 道の駅南アルプスむら長谷

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
地場産業振興施設	道の駅南アルプスむら長谷管理組合	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月 31日まで

10 農産加工施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
高遠町農産物加工施設	高遠町農産加工組合	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月 31日まで
長谷農産物加工施設	農業法人ファームはせ株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月 31日まで

11 農村公園

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
南アルプス公園	道の駅南アルプスむら長谷管理組合	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月 31日まで
黒河内農村公園	黒河内区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで

野 笹 多 目 的 広 場	野 笹 の 桜 を 守 る 会	令 和 8 年 1 月 1 日 か ら 令 和 11 年 3 月 31 日 ま で
---------------	-----------------	--

1.2 林業生活環境施設

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 名 称	指 定 の 期 間
ハツ手間伐研修センター	ハツ手区	令 和 8 年 1 月 1 日 か ら 令 和 17 年 3 月 31 日 ま で
非持交流施設	非持区	令 和 8 年 1 月 1 日 か ら 令 和 17 年 3 月 31 日 ま で

1.3 交流拠点施設

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 名 称	指 定 の 期 間
三義地域交流拠点施設	山室区	令 和 8 年 1 月 1 日 か ら 令 和 17 年 3 月 31 日 ま で

1.4 コミュニティーセンター

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 名 称	指 定 の 期 間
杉島コミュニティーセンター	杉島区	令 和 8 年 1 月 1 日 か ら 令 和 17 年 3 月 31 日 ま で

1.5 伝習施設

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 名 称	指 定 の 期 間
長谷伝統文化等保存伝習施設	中尾区	令 和 8 年 1 月 1 日 か ら 令 和 17 年 3 月 31 日 ま で

1 6 運動場

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
三義運動場	山室区	令和 8年 1月 1日から 令和17年 3月 31日まで
藤沢運動場	藤沢区長会	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで

1 7 体育館

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
藤沢トレーニングセンター	藤沢区長会	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで

1 8 武道館

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
高遠町柔剣道場	藤沢区長会	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月 31日まで

1 9 旧井澤家住宅

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
伊那部宿旧井澤家住宅	伊那部宿を考える会	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月 31日まで

2 0 林業振興施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
協業活動拠点施設	道の駅南アルプスむら長谷管理組	令和 8年 4月 1日から

令和11年 3月31日まで

2.1 温泉の自動給湯施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
羽広温泉スタンド	伊那市観光株式会社	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
高遠温泉スタンド	伊那市観光株式会社	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

2.2 高齢者専用住宅

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
長谷高齢者専用住宅	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

2.3 福祉まちづくりセンター

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
福祉まちづくりセンター	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第2号

伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）等の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第2号別紙)

伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成18年伊那市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補</p>

旧	新
<p>者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>51,500円</u>を超える場合には、<u>51,500円</u>）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>13,390円</u>を超える場合には、<u>13,390円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,210円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額で</p>	<p>者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>64,500円</u>を超える場合には、<u>64,500円</u>）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額で</p>

旧	新
<p>あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が<u>10,000円</u>を超える場合には、<u>10,000円</u>）の合計金額</p>	<p>あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が<u>12,500円</u>を超える場合には、<u>12,500円</u>）の合計金額</p>
<p>（公費負担の限度額）</p> <p>第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>5万1,500円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。</p>	<p>（公費負担の限度額）</p> <p>第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>6万4,500円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。</p>

（伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成18年伊那市条例第10号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>462円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>8万2,400円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除した金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>8万8,000円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除した金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

(伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成21年伊那市条例第1

号) の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合には、<u>7円30銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>
<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円30銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に</p>	<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に</p>

旧	新
定める枚数) を乗じて得た額とする。	定める枚数) を乗じて得た額とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定、伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第3号

伊那市職員の旅費等に関する条例及び伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例

伊那市職員の旅費等に関する条例及び伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正等に伴い、国との均衡を図るため、提案するものであります。

(議案第3号別紙)

伊那市職員の旅費等に関する条例及び伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例

(伊那市職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市職員の旅費等に関する条例（平成18年伊那市条例第41号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 出張 職員等が公務（地方公務員法第3条第3項中第1号から第3号の2までに規定する特別職の職員については、関係法令又は条例規則に基づいて招集される会議等に出席した場合を含む。）のため一時その在勤事務所<u>又は住所</u>若しくは居所を離れて旅行することをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 出張 職員等が公務（地方公務員法第3条第3項中第1号から第3号の2までに規定する特別職の職員については、関係法令又は条例規則に基づいて招集される会議等に出席した場合を含む。）のため一時その在勤事務所<u>（市長、各機関の長又はこれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）</u>を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のた</p>

旧	新
<p>(4) 略</p> <p>(5) <u>公用車船</u> 国又は地方公共団体の用務に供する車船</p> <p>(6) <u>赴任</u> 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため 住所若しくは居所から在勤事務所に旅行し、又は転任を 命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤事務所 から新在勤事務所に旅行することをいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	<p><u>め住所若しくは居所から在勤事務所に旅行し、又は転任を 命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤事務所 から新在勤事務所に旅行することをいう。</u></p> <p>(5) <u>帰住</u> 職員が退職し、又は死亡した場合において、その 職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することを いう。</p> <p>(6) <u>家族</u> 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にする ものをいう。）</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p>

旧	新
<p>(1) 職員が<u>出張中に</u>退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が<u>出張中</u>死亡した場合には、当該職員の遺族</p>	<p>(1) 職員が<u>出張又は赴任中に</u>退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が<u>出張又は赴任中</u>死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が<u>死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合には、当該遺族</u></p>
3～4 略	3～4 略
<p><u>5 前各項の規定により旅費の支給を受けることのできる者が、その出発前に次条第2項の規定により旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合においてその旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>6 第1項から第4項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災及び交通機関の事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明されたときは、その喪失した旅費額を旅費として支給することができる。</u></p>	<p><u>5 職員が第2項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、第2項第1号の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p><u>6 第1項から第4項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により、旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市長が別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が別に定める額を旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>7 第1項から第4項までの規定により旅費の支給を受けるこ</u></p>

旧	新
	<p>とができる者が、旅行中天災その他市長が別に定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が別に定める額を旅費として支給することができる。</p>
<p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次に掲げる旅行は、<u>市長及び各機関の長又はこれらの委任を受けた者</u>（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、既に発した旅行命令等を変更する必要がある場合には自ら又は旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。</p>	<p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次に掲げる旅行は、<u>旅行命令権者</u>の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</p>

旧	新
<p><u>(旅費の種類)</u></p> <p><u>第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び着後手当とする。</u></p> <p><u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ、1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p><u>6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額又は実費額により支給する。ただし、食卓料の対象となる夜数を除く。</u></p> <p><u>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ、一定距離当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給する。</u></p>	<p><u>(旅行命令等に従わない旅行)</u></p> <p><u>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</u></p>

旧	新
<p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は<u>方法により難い場合</u>には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>	<p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして</u>、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は<u>方法によって旅行し難い場合</u>には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>
<p><u>(旅行日数の計算)</u></p> <p>第7条 <u>旅費計算上の旅行日数は、公務のため要した日数による。</u></p> <p>2 <u>前項の日数の計算については、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない理由で要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>(年度経過等による旅費の計算)</u></p> <p>第8条 <u>鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における</u></p>	

旧	新
<p><u>る年度経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p><u>2 概算払による旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後、5日以内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u></p>	<p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p><u>2 必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の支給を受けることができない。</u></p> <p><u>3 概算払による旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後、5日以内に当該旅行について第1項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u></p> <p><u>4 当該旅費の支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p>(旅費の種目)</p> <p><u>第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</u></p>

旧	新
<p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第10条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。</p> <p>2 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り旅客運賃のほか、急行料金及び座席指定料金を支給する。ただし、旅行日程を短縮した場合又は特に命令のあった場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p>	<p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 特別車両料金（市長等に限る。）</p> <p>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。</p>
<p><u>(船賃)</u></p> <p>第11条 船賃の額は、その乗船に要する運賃による。</p>	<p><u>(船賃)</u></p> <p>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動</p>

旧	新
	<p>に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別船室料金（市長等に限る。） (5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。</p>
(航空賃) 第12条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。	<p>(航空賃)</p> <p>第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 座席指定料金</p>

旧	新
	<p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。</p>
<p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第13条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p><u>2 車賃は、全路程を通じて計算する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>	<p><u>(その他の交通費)</u></p> <p><u>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、公務のため自家用車（旅行命令</u></p>

旧	新
	<p>権者が使用を認めたものに限る。) を使用して旅行した場合のその他の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。</p> <p>3 前項の規定による場合には、全路程を通算して計算し、その路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>
<u>(日当)</u> <p>第14条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、県内における旅行については、支給しない。</p>	<u>(宿泊費)</u> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）のうち、市長等は指定職職員等に適用される区分、一般職の職員等は職務の級が10級以下の者に適用される区分の額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p>
<u>(宿泊料)</u> <p>第15条 宿泊料の額は、別表第1に規定するところによる。</p> <p>2 上伊那郡内の旅行で、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の県内宿泊料を支給する。</p>	<u>(包括宿泊費)</u> <p>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p>

旧	新
<p>3 水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、宿泊料を支給する。</p>	
<p><u>(食卓料)</u></p> <p>第16条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</p>	<p><u>(宿泊手当)</u></p> <p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して省令第14条に規定する一夜当たりの定額とする。</p>
<p><u>(移転料)</u></p> <p>第17条 移転料の額は、別表第2に規定するところによる。</p>	<p><u>(転居費)</u></p> <p>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市長が別に定める方法により算定される額とする。</p>
<p><u>(着後手当)</u></p> <p>第18条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額又は実費上限額の3夜分に相当する額による。ただし、赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の</p>	<p><u>(着後滞在費)</u></p> <p>第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p>

旧	新
<p><u>場合は、日当定額の3日分及び宿泊料定額又は実費上限額の1夜分に相当する額による。</u></p>	<p><u>(家族移転費)</u></p> <p><u>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際家族 (赴任を命じられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。) を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額の合計額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地 (赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地) に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>
<p><u>(日額旅費)</u></p> <p><u>第19条 日額旅費は、次に掲げる旅行のうち、その性質上日額</u></p>	<p><u>(日額旅費)</u></p> <p><u>第19条 日額旅費は、次に掲げる旅行のうち、その性質上日額</u></p>

旧	新
<p>の旅費を支給することが適當と認められるものについては、<u>第5条第1項</u>に規定する旅費に代え支給する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 日額旅費は、別表<u>第3</u>の定額の範囲内とする。</p>	<p>の旅費を支給することが適當と認められるものについては、<u>第8条</u>に規定する旅費に代え支給する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 日額旅費は、別表の定額の範囲内とする。</p>
<p>(<u>在勤地内旅行の旅費</u>)</p> <p>第20条 <u>在勤地内</u>の旅費については、市長が<u>規則で定める額</u>を支給する。</p>	<p>(<u>上伊那郡内旅行の旅費</u>)</p> <p>第20条 <u>上伊那郡内旅行</u>の旅費については、市長が<u>別に定める</u>。</p>
<p>(<u>公用車船による旅行</u>)</p> <p>第21条 <u>公用車船</u>により旅行する場合は、<u>鉄道賃、船賃及び車賃</u>は、支給しない。</p>	<p>(<u>退職者等の旅費</u>)</p> <p>第21条 <u>第3条第2項第1号</u>の規定により支給する旅費は、<u>退職等の日の翌日から3月以内</u>における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定めるものとする。</p> <p>2 <u>前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p>3 <u>旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p>

旧	新
<p><u>(旅行中退職した者等の旅費支給)</u></p> <p><u>第22条 職員が旅行中退職等をし、又は死亡した場合には、旅行先から在勤事務所所在地まで、前職に相当する旅費を支給する。</u></p>	<p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第22条 第3条第2項第2号及び第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定めるものとする。</u></p>
<p><u>(職員以外の者等の旅費)</u></p> <p><u>第23条 第3条第3項の規定により支給する旅費は、法令に特別の定めがある場合を除くほかは、別表の定額の範囲内で用務の内容及び職員との権衡を考慮して、その都度市長が決める。</u></p>	<p><u>(職員以外の者の旅費)</u></p> <p><u>第23条 第3条第3項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、職員の出張の例により計算した旅費とする。ただし、旅行命令権者は、その者に依頼した用務の内容その他当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質を考慮して特に必要と認めるときは、市長と協議して定める旅費を支給することができる。</u></p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相</u></p>

旧	新
	<p>当する部分を除く。) 及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p>
<p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第24条 任命権者は、旅行者が次の各号に掲げる旅行をした場合には、旅費の支給を調整することができるものとし、その場合の旅費額は、当該各号に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設又は食堂施設を無料で利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給しないものとして計算した額</p> <p>(2) 自動車の運転を本務とする者が運転のために出張した場合には、宿泊の場合を除き、次条の規定は適用しない。</p> <p>(3) 鉄道旅行においてその用務の性質又は緩急の度合いにより第10条の規定による急行料金又は座席指定料金を支給する必要がないと認められる場合には、第10条の規定による急行料金又は座席指定料金は支給しないものとして計算した額</p> <p>(4) 陸路旅行の場合において定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路である場合には、その運賃(片道50キロメー</p>	<p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。</p>

旧	新
<p><u>トル以上の場合は、急行料金を含む。) の実費を車賃として計算した額</u></p> <p><u>(5) 第19条第1項の規定により旅行をした場合、鉄道賃については普通旅客運賃及び急行料金、船賃についてはその等級を区分する船舶にあっては普通運賃（等級の区分のない場合は、その乗車船に要する運賃）として計算した額</u></p> <p><u>(6) 旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養した場合であって、法令による療養補償又は療養給付を受ける場合には、その療養中の日当及び宿泊料は、所定の額の2分の1として計算した額</u></p> <p><u>(7) 市の経費以外の経費から旅費が支給される旅行の場合は、この条例の規定による旅費額から市の経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額を差し引いた額</u></p> <p><u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することがその旅行の特殊性により困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。</u></p>	
<p><u>(旅費の特例)</u></p> <p><u>第25条 一般職の職員等が市長等と同行を命じられて旅行したときは、第10条及び別表第1の定額又は実費額にかかわらず、市長等の等級により支給する。</u></p>	<p><u>(随行旅費)</u></p> <p><u>第26条 一般職の職員等が市長等と同行を命じられて旅行したときは、市長等の受ける旅費額まで増額して支給することができる。</u></p>

旧	新																		
(外国旅行の旅費) 第26条 外国旅行の旅費は、この条例の規定にかかわらず、その都度市長が定める。	(外国旅行の旅費) 第27条 外国旅行の旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて支給する。																		
(委任) 第27条 略	(委任) 第28条 略																		
別表第1（第13条—第16条、第18条、第25条関係）																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">車賃（1 キロメー トルにつ き）</th> <th rowspan="2">日当 (1日 につ き)</th> <th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜 につ き)</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長等</td> <td>37円</td> <td>2,600円</td> <td>13,100円を 上限とした 実費額</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>一般職 の職員 等</td> <td>37円</td> <td>2,200円</td> <td>10,900円を 上限とした 実費額</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	車賃（1 キロメー トルにつ き）	日当 (1日 につ き)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜 につ き)	県外	県内	市長等	37円	2,600円	13,100円を 上限とした 実費額	2,600円	一般職 の職員 等	37円	2,200円	10,900円を 上限とした 実費額	2,200円
区分	車賃（1 キロメー トルにつ き）				日当 (1日 につ き)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜 につ き)											
		県外	県内																
市長等	37円	2,600円	13,100円を 上限とした 実費額	2,600円															
一般職 の職員 等	37円	2,200円	10,900円を 上限とした 実費額	2,200円															
備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、県内に宿泊したも のとみなす。																			

旧								新																																									
<u>別表第2（第17条関係）</u>																																																	
<u>移転料</u>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路程</th><th>路程</th><th>路程</th><th>路程</th><th>路程</th><th>路程</th><th>路程</th><th>路程</th><th>路程</th><th>路程</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50キロメートル未満</td><td>50キロメートル以上未満</td><td>100キロメートル以上未満</td><td>300キロメートル以上未満</td><td>500キロメートル以上未満</td><td>1,000キロメートル以上未満</td><td>1,500キロメートル以上未満</td><td>2,000キロメートル以上未満</td><td>2,000キロメートル以上未満</td><td>2,000キロメートル以上未満</td></tr> <tr> <td>107,000円</td><td>123,000円</td><td>152,000円</td><td>187,000円</td><td>248,000円</td><td>261,000円</td><td>279,000円</td><td>324,000円</td><td>324,000円</td><td>324,000円</td></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>										路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程	50キロメートル未満	50キロメートル以上未満	100キロメートル以上未満	300キロメートル以上未満	500キロメートル以上未満	1,000キロメートル以上未満	1,500キロメートル以上未満	2,000キロメートル以上未満	2,000キロメートル以上未満	2,000キロメートル以上未満	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円	324,000円	324,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程																																								
50キロメートル未満	50キロメートル以上未満	100キロメートル以上未満	300キロメートル以上未満	500キロメートル以上未満	1,000キロメートル以上未満	1,500キロメートル以上未満	2,000キロメートル以上未満	2,000キロメートル以上未満	2,000キロメートル以上未満																																								
107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円	324,000円	324,000円																																								
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																								
<p><u>備考</u> 赴任の際扶養親族を随伴しない場合には、2分の1の額とする。</p>																																																	
<u>別表第3（第19条関係）</u>																																																	
<u>日額旅費</u>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">30日以上の旅行（1日につき）</th></tr> <tr> <th>7日未満の旅行（1日につき）</th><th>7日以上15日未満の旅行（1日に）</th><th>15日以上30日未満の旅行（1日に）</th><th>30日以上の旅行（1日につき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長等</td><td>8,500円</td><td>6,600円</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										区分	30日以上の旅行（1日につき）				7日未満の旅行（1日につき）	7日以上15日未満の旅行（1日に）	15日以上30日未満の旅行（1日に）	30日以上の旅行（1日につき）	市長等	8,500円	6,600円																												
区分	30日以上の旅行（1日につき）																																																
	7日未満の旅行（1日につき）	7日以上15日未満の旅行（1日に）	15日以上30日未満の旅行（1日に）	30日以上の旅行（1日につき）																																													
市長等	8,500円	6,600円																																															
<u>別表（第19条関係）</u>																																																	
<u>日額旅費</u>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">30日以上の旅行（1日につき）</th></tr> <tr> <th>県外</th><th>県内</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長等</td><td>8,500円</td><td>6,600円</td></tr> </tbody> </table>										区分	30日以上の旅行（1日につき）		県外	県内	市長等	8,500円	6,600円																																
区分	30日以上の旅行（1日につき）																																																
	県外	県内																																															
市長等	8,500円	6,600円																																															

	旧								新		
			<u>つき)</u>		<u>つき)</u>				<u>一般職の職員等</u>	<u>7,300円</u>	<u>5,700円</u>
	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内			
市長 等	10,300 円	8,500 円	9,800 円	8,200 円	9,100 円	7,400 円	8,500 円	6,600 円			
一般 職の 職員 等	9,100 円	7,600 円	8,500 円	7,000 円	8,000 円	6,500 円	7,300 円	5,700 円			

(伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部改正)

第2条 伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例（平成18年伊那市条例第36号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(実施弁償の額)</p> <p>第3条 前条の規定により出頭し、又は参加した者には、別表のとおり実費を支給する。</p>	<p>(実費弁償の額)</p> <p>第3条 前条の規定により出頭し、又は参加した者には、<u>その費用を実費弁償する。</u></p> <p>2 実費弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、伊那市職員の旅費等に関する条例（平成18年伊那市条例第41号）</p>

旧	新												
	に規定する市長等が受けるべき額に相当する額とする。												
<u>(支給方法)</u> <u>第4条</u> 前条の実費弁償は、その都度支給する。	<u>(支給方法)</u> <u>第4条</u> 前条の実費弁償の支給方法は、伊那市職員の旅費等に関する条例の例による。												
(適用) 第5条 この条例に定めるもののほか、実費弁償の支給に関する必要な事項は、伊那市職員の旅費等に関する条例（平成18年伊那市条例第41号）の例による。	(適用) 第5条 この条例に定めるもののほか、実費弁償の支給に関する必要な事項は、伊那市職員の旅費等に関する条例の例による。												
<u>別表（第3条関係）</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">鉄道賃</td> <td>旅客運賃、急行料金及び座席指定料金</td> </tr> <tr> <td>船賃</td> <td>鉄道賃に準じる。</td> </tr> <tr> <td>車賃（1kmにつき）</td> <td>37円</td> </tr> <tr> <td>日当（1日につき）</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料（1夜につき）</td> <td>11,800円を上限とした実費額</td> </tr> <tr> <td>食卓料（1夜につき）</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	旅客運賃、急行料金及び座席指定料金	船賃	鉄道賃に準じる。	車賃（1kmにつき）	37円	日当（1日につき）	2,600円	宿泊料（1夜につき）	11,800円を上限とした実費額	食卓料（1夜につき）	2,600円	
鉄道賃	旅客運賃、急行料金及び座席指定料金												
船賃	鉄道賃に準じる。												
車賃（1kmにつき）	37円												
日当（1日につき）	2,600円												
宿泊料（1夜につき）	11,800円を上限とした実費額												
食卓料（1夜につき）	2,600円												

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の伊那市職員の旅費等に関する条例及び伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第3号関係資料

伊那市職員の旅費等に関する条例の一部改正の概要について

1 改正の目的

経済社会情勢の変化に対応するとともに支給対象の見直し等を行い、旅費の適正な支出を図るために国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正等が行われたことに伴い、国との均衡を図るため、伊那市職員の旅費等に関する条例（平成18年伊那市条例第41号）の改正を行う。

2 旅費制度の改正概要表

	旅費種目の名称（定額／実費）		旅費種目の内容（改正後）	主な改正内容	該当条文
	改正前	改正後			
交通費	鉄道賃 (実費)	鉄道賃 (実費)	鉄道の利用に必要な費用	・市長等と職員の運賃の上限を区分 ・急行、特急料金の支給における距離制限（急行 片道50km以上、特急 片道100km以上）を廃止	第9条
	船賃（実費）	船賃（実費）	船舶の利用に必要な費用	・市長等と職員の船賃の上限を区分	
	航空賃（実費）	航空賃（実費）	航空機の利用に必要な費用	・市長等と職員の航空賃の上限を区分	第11条
	車賃 (実費、定額)	その他の交通費 (実費、定額)	バス、タクシー、レンタカー、公用車及び自家用車を利用して移動した場合の費用及び移動に付随する費用	・名称の変更 ・移動に付随する費用（駐車場使用料等）を含む。 ※自家用車の公務使用の場合等の定額規定は変更なし。（37円／km）	第12条
宿泊費等	宿泊料 (定額)	宿泊費 (実費)	旅行中の宿泊に要する費用	・定額支給方式から実費支給方式に変更し、上限（都道府県別の宿泊費基準額）を設ける。	第13条

—	包括宿泊費 (実費)	宿泊パック旅行に要する費用	【新設】	第14条
日当 (定額)	廃止			
—	宿泊手当 (定額)	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛り増しを含む。）に充てるための費用	【新設】 ・夕朝食代の掛り増し分を含む諸雑費に充てる旅費として宿泊を伴う旅行に支給。 ・一夜当たり定額2,400円（宿泊費に食事代を含む場合は調整される。）	第15条
日額旅費 (定額)	日額旅費 (定額)	日額の旅費を支給することが適當と認める旅行について、宿泊費等に代わり定額で支給。	・対象とする旅行を30日以上とする。 (改正前は4日以上の旅行を対象)	第19条
転居費等	移転料 (定額)	転居費 (実費)	赴任に伴う転居に要する費用	・定額支給方式から実費支給方式に変更。
	着後手当 (定額)	着後滞在費 (実費+定額)	赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用（宿泊費及び宿泊手当の合計）	・五夜分等を条件として、実際に宿泊した夜数に応じて支給
	—	家族移転費 (実費+定額)	赴任に伴う家族の移転に要する費用 同居する家族を支給対象とし、職員相当額を上限に現に支払った交通費等を支給。	【新設】

3 宿泊費基準額（都道府県別）

(円)

都道府県（旅行先宿泊地）	市長等	職員
東京都、埼玉県、京都府	27,000	19,000
福岡県	25,000	18,000
千葉県	24,000	17,000
神奈川県、新潟県	22,000	16,000
香川県	21,000	15,000
熊本県	20,000	14,000
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000	13,000
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000	12,000
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000	11,000
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000	10,000
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000	9,000
福島県、鳥取県、山口県	11,000	8,000

- (1) 一般職の職員等が市長等と同行を命じられて旅行したときは、市長等の受ける旅費額まで増額して支給することができる（条例第26条）。
- (2) 宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次のいずれかに該当すると認めるときは、現に支払った費用の額を支給する（条例第13条ただし書）。
 - ア 宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
 - イ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

議案第4号

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化により標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定された所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第4号別紙)

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年伊那市条例第30号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務<u>及び</u>市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務<u>、</u>市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務<u>並びに</u>市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務<u>及び</u>法第9条第1項に規定する準法定事務とする。</p>
2～3 略	<p>2～3 略</p> <p>4 <u>市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、</u></p>

旧	新
<p>4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>	<p>管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>
<p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、<u>市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対して、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するときとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、<u>別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対して、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p> <p>2 略</p>
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）
機関	事務

旧			新				
略			略				
2 市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの			
			3 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>			
			4 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>			
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）				
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報		
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの	1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		
2 市長	生活に困窮する外国人に対して生活	略 公的給付の支給等の迅速	2 市長	生活に困窮する外国人に対して生活	略 公的給付の支給等の迅速		

旧		新	
保護法の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの	保護法の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	<u>住登外者宛名番号</u> <u>管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 教育委員会	<u>住登外者宛名番号</u> <u>管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定め</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

旧	新		
		<u>るもの</u>	

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第5号

伊那市保育園条例の一部を改正する条例

伊那市保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

保育園の名称の変更を行うため、提案するものであります。

(議案第 5 号別紙)

伊那市保育園条例の一部を改正する条例

伊那市保育園条例（平成 18 年伊那市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新												
<p>（名称、位置及び定員）</p> <p>第 2 条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>高遠第 2 ・ 第 3 保育園</td><td>伊那市高遠町藤沢 2255 番地</td><td>45</td></tr></tbody></table> <p>略</p>	名称	位置	定員	高遠第 2 ・ 第 3 保育園	伊那市高遠町藤沢 2255 番地	45	<p>（名称、位置及び定員）</p> <p>第 2 条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>高遠北おやまの保育園</td><td>伊那市高遠町藤沢 2255 番地</td><td>45</td></tr></tbody></table> <p>略</p>	名称	位置	定員	高遠北おやまの保育園	伊那市高遠町藤沢 2255 番地	45
名称	位置	定員											
高遠第 2 ・ 第 3 保育園	伊那市高遠町藤沢 2255 番地	45											
名称	位置	定員											
高遠北おやまの保育園	伊那市高遠町藤沢 2255 番地	45											

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）が定められたため、提案するものであります。

(議案第 6 号別紙)

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 19 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

　第 1 節 通則（第 20 条）

　第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 21 条－第 24 条）

　第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 25 条・第 26 条）

第 3 章 雜則（第 27 条）

附則

　第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第 3 条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することがで

きる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う

乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー

		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（長野県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号関係資料

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について

1 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）は、国が子ども・子育て支援法に基づく給付として新たに創設する事業

保育所等に在園していない3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わずに、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園給付

2 条例案の概要

国が定めた基準に従い、安全に事業実施を行うための施設及び運営に関する基準を制定するもの

章、節及び条	概要
第1章 総則	
第2条～第4条	最低基準及びその向上に関する規定
第5条	事業者の一般原則（利用乳幼児の人権の配慮等）
第6条～第8条	非常災害時、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の所在確認に関する規定
第12条及び第13条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待の防止等
第2章 乳児等通園支援事業	
第1節 通則 乳児等通園支援事業の区分	
第20条	乳児等通園支援事業の区分 (1) 一般型乳児等通園支援事業 →乳児等通園支援事業であって(2)に該当しないものをいう。 (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業 →利用定員に空きがある保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等事業所が行う乳児等通園支援事業をいう。
第2節 一般型乳児等通園支援事業	
第21条	設備の基準
第22条	職員の基準（資格及び配置基準）
第23条	支援の内容
第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業	
第25条	設備及び職員の基準

議案第7号

伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例

伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

新栗生活改善センターを廃止するため、提案するものであります。

(議案第 7 号別紙)

伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例

伊那市生活改善センター及び集会施設条例（平成 18 年伊那市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新												
<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 生活改善センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>（1）生活改善センター</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>新栗生活改善センター</td><td>伊那市高遠町長藤 1406 番地 3</td></tr><tr><td>相生町生活改善センター</td><td>伊那市高遠町西高遠 487 番地 27</td></tr></tbody></table> <p>（2） 略</p>	名称	位置	新栗生活改善センター	伊那市高遠町長藤 1406 番地 3	相生町生活改善センター	伊那市高遠町西高遠 487 番地 27	<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 生活改善センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>（1）生活改善センター</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>新栗生活改善センター</td><td>伊那市高遠町長藤 1406 番地 3</td></tr><tr><td>相生町生活改善センター</td><td>伊那市高遠町西高遠 487 番地 27</td></tr></tbody></table> <p>（2） 略</p>	名称	位置	新栗生活改善センター	伊那市高遠町長藤 1406 番地 3	相生町生活改善センター	伊那市高遠町西高遠 487 番地 27
名称	位置												
新栗生活改善センター	伊那市高遠町長藤 1406 番地 3												
相生町生活改善センター	伊那市高遠町西高遠 487 番地 27												
名称	位置												
新栗生活改善センター	伊那市高遠町長藤 1406 番地 3												
相生町生活改善センター	伊那市高遠町西高遠 487 番地 27												

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例

高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

高遠城址公園の入園料を改定するため、提案するものであります。

(議案第8号別紙)

高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例

高遠城址公園使用料徴収条例（平成18年伊那市条例第153号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧					新				
別表第4（第6条関係） 高遠城址公園入園料					別表第4（第6条関係） 高遠城址公園入園料				
対象区域及び施設	種別	区分	単位	金額	対象区域及び施設	種別	区分	単位	金額
有料公園（三ノ丸 及び西駐車場を除 く。）及び進徳館	個人	一般	1人	600円	有料公園（三ノ丸 及び西駐車場を除 く。）及び進徳館	個人	一般	1人	600円
			1日				特定日以外	1日	1,000円
	団体（20 人以上）	小・中学生	につ き	300円			特定日		
		一般		500円			小・中学生		300円
		小・中学生		250円			団体（20 人以上）	一般	500円
備考 <u>この表において「一般」とは、小学生・中学生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。</u>					備考 <u>1 「一般」とは、小学生・中学生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。</u> <u>2 「特定日」とは、有料公園内の桜の開花の状況を考慮し、市長が別に定める日をいう。</u>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

伊那市海洋センター条例の一部を改正する条例

伊那市海洋センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

B & G 高遠海洋センターの管理について、指定管理者制度を導入するため、提案するものであります。

(議案第9号別紙)

伊那市海洋センター条例の一部を改正する条例

伊那市海洋センター条例（平成18年伊那市条例第187号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（設置）</p> <p>第1条 高遠ダム湖面の安全な海洋利用を図るため、伊那市高遠ダム湖海洋センターを設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 高遠ダム湖面の安全な海洋利用を図るため、<u>地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条第1項の規定により</u>、伊那市高遠ダム湖海洋センターを設置する。</p>
<p>（施設等）</p> <p>第3条 略</p>	<p>（施設等）</p> <p>第3条 略</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第4条 海洋センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</u></p>

旧	新
<p><u>(業務)</u></p> <p><u>第4条 海洋センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>湖面利用の安全管理指導に関すること。</u></p> <p>(2) <u>舟艇の貸付け、保管及び管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務に 関すること。</u></p>	<p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p><u>第5条 指定管理者は、海洋センターにおいて、次に掲げる業 務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>海洋センターの施設等の使用の許可、使用の停止等に關 する業務</u></p> <p>(2) <u>湖面利用の安全管理指導に関する業務</u></p> <p>(3) <u>海洋センターの施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、海洋センターの運営に關す る業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>
<p><u>(開業時間及び休業日)</u></p> <p><u>第5条 海洋センターの開業時間及び休業日は、次のとおりと する。</u></p> <p>(1) <u>開業時間 午前8時30分から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>休業日</u></p> <p>ア <u>月曜日</u></p> <p>イ <u>10月1日から翌年の5月31日まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長は、気象条件、ダムの放流</u> <u>その他必要と認めたときは、開業時間を変更し、又は休業す</u> <u>ることができる。</u></p>	<p><u>(開業日及び開業時間)</u></p> <p><u>第6条 海洋センターの開業日及び開業時間は、次のとおりと する。</u></p> <p>(1) <u>開業日 4月1日から11月30日まで</u></p> <p>(2) <u>開業時間 午前9時から午後4時まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者は、特に必要と認め</u> <u>たときは、市長の承認を得て、開業時間を変更し、又は休業</u> <u>することができる。</u></p>

旧	新
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第6条</u> 海洋センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の場合において、市長は、原則として、5人以上の団体に使用を許可する。</u></p> <p><u>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。</u> <u>(2) 管理上支障があると認めたとき。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。</u> <p><u>4 市長は、必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができます。</u></p>	<p>(使用の許可)</p> <p><u>第7条</u> 海洋センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 指定管理者は、必要があると認めたときは、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>(使用許可の制限)</u></p> <p><u>第8条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。</u> <u>(2) 海洋センターの施設等を毀損し、又は汚損するおそれのあるとき。</u> <u>(3) 海洋センターの管理及び運営上支障があると認めるとき。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適当と認めるとき。</u>

旧	新
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、施設等を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、責任を負わない。</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> 指定管理者は、海洋センターの施設等を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。</p> <p>(3) 海洋センターの管理上必要とする指示に従わないとき。</p> <p>(4) 前条各号の規定のいずれかに該当したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に不適当と認めたとき。</p> <p>2 前項の場合において、使用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、責任を負わない。</p>
<p>(使用料)</p> <p><u>第8条</u> 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は海洋センターが主催する行事に使用する場合</p> <p>(2) 市内に所在する公立学校が教育の目的で使用する場合</p>	<p>(利用料金)</p> <p><u>第10条</u> 使用者は、別表に定める利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、利用料金の額を、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p>

旧	新
<p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合</u></p>	<p><u>3 第1項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第11条 指定管理者は、前条の利用料金について特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p><u>第12条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p class="list-item-l1"><u>(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用ができなくなったとき。</u></p> <p class="list-item-l1"><u>(2) 使用者が使用開始日前3日までに使用許可の取消しを申請した場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。</u></p>
<p><u>(使用権の譲渡禁止)</u></p> <p><u>第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p>	<p><u>(目的外使用等の禁止)</u></p> <p><u>第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に海洋センターの施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p>

旧	新
(使用者の責任) <u>第10条</u> 略	(使用者の責任) <u>第14条</u> 略
(損害賠償の義務) <u>第11条</u> 使用者は、施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	(損害賠償の義務) <u>第15条</u> 使用者は、 <u>海洋センターの施設等</u> に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
(賠償責任) <u>第12条</u> <u>市長</u> は、 <u>海洋センターの管理及び施設</u> に直接起因した舟艇の損傷又は滅失以外は、その賠償責任は負わないものとする。	(賠償責任) <u>第16条</u> <u>市長及び指定管理者</u> は、 <u>海洋センターの管理及び施設</u> に直接起因した舟艇の損傷又は滅失以外は、その賠償責任は負わないものとする。 <u>(市長による管理)</u> <u>第17条</u> 第4条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、 <u>海洋センターの管理</u> を自ら行うことができる。 2 前項の規定により市長が <u>海洋センターの管理</u> を行う場合における <u>第6条から第9条まで、第16条及び別表の規定の適用</u> については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

旧	新	
	<u>る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u>	
	<u>第6条</u>	<u>指定管理者は、特に必要と認めたときは、市長の承認を得て</u>
	<u>第7条から第9条まで</u>	<u>指定管理者</u>
	<u>第16条</u>	<u>市長及び指定管理者</u>
	<u>別表</u>	<u>第10条関係</u>
	<u>別表</u>	<u>利用料金</u>
	<u>(使用料)</u>	
	<u>第18条 第10条の規定にかかわらず、市長が管理する海洋センターの施設を利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u>	
	<u>(使用料の減免)</u>	
	<u>第19条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>	
	<u>(使用料の還付)</u>	
	<u>第20条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>	

旧	新																						
	<p>(1) <u>使用者が自己の責めによらない理由で使用ができなくなつたとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者が使用開始日前3日までに使用許可の取消しを申請した場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。</u></p>																						
<p>(委任)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第21条 略</p>																						
<p>別表 <u>(第8条関係)</u></p> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O P ヨット</td><td>1艇1時間につき 300円</td></tr> <tr> <td>12F ヨット</td><td></td></tr> <tr> <td>ロー ボート</td><td></td></tr> <tr> <td>カヌー</td><td></td></tr> <tr> <td>ペアカヌー</td><td></td></tr> <tr> <td>330セールボード</td><td></td></tr> <tr> <td>船艇持込みの場合</td><td>1艇1時間につき 300円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。</p>	区分	使用料	O P ヨット	1艇1時間につき 300円	12F ヨット		ロー ボート		カヌー		ペアカヌー		330セールボード		船艇持込みの場合	1艇1時間につき 300円	<p>別表 <u>(第10条関係)</u></p> <p>利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>午前</th><th>午後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(午前9時から正午まで)</td><td>(午後1時から午後4時まで)</td></tr> <tr> <td>2,000円</td><td>2,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 利用料金は、1人当たりの金額とする。</p> <p>2 海洋センターを貸切り使用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。</p>	午前	午後	(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後4時まで)	2,000円	2,000円
区分	使用料																						
O P ヨット	1艇1時間につき 300円																						
12F ヨット																							
ロー ボート																							
カヌー																							
ペアカヌー																							
330セールボード																							
船艇持込みの場合	1艇1時間につき 300円																						
午前	午後																						
(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後4時まで)																						
2,000円	2,000円																						

旧	新
<p><u>2 市内に事務所又は事業所を有しない団体が使用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

高遠スポーツ公園プールの営業時間を変更するため、提案するものであります。

(議案第10号別紙)

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成18年伊那市条例第193号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧			新		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
名称	開場期間	開場時間	名称	開場期間	開場時間
略			略		
高遠スポーツ公園プール	屋外プール 7月第1土曜日から8月最終日曜日まで 屋内プール 6月第1土曜日から9月30日まで	午前10時から午後5時まで	高遠スポーツ公園プール	屋外プール 7月第1土曜日から8月最終日曜日まで 屋内プール 6月第1土曜日から9月30日まで	午前10時から午後5時まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長の指定を受けた指定給水装置工事事業者等による給水装置工事の実施を特例的に可能にし、早期復旧を図るため、提案するものであります。

(議案第 11 号別紙)

伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊那市水道事業給水条例（平成 18 年伊那市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者でなければ行うことができない。	（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者でなければ行うことができない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、他の地方公共団体の長又は他の地方公共団体の長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「他の地方公共団体の長等」と総称する。）</u> が給水装置工事を施行する必要があると認めるとときは、この限りでない。
2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者 <u>及び他の地方公共団体の長等（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）</u> が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
3～4 略	3～4 略
5 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。	5 指定給水装置工事事業者等について必要な事項は、管理者が別に定める。

旧	新
<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

伊那市下水道条例及び伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市下水道条例及び伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長等の指定を受けた指定工事店による排水設備等の工事の実施を特例的に可能にし、排水設備等の早期復旧を図るため及び指定工事店に対する排水設備工事責任技術者の専属規制を見直すため、提案するものであります。

(議案第12号別紙)

伊那市下水道条例及び伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市下水道条例の一部改正)

第1条 伊那市下水道条例（平成18年伊那市条例第155号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 責任技術者 <u>公益財団法人長野県下水道公社</u>（以下「公社」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社に登録した者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 責任技術者 <u>公益財団法人長野県上下水道公社</u>（以下「公社」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社に登録した者をいう。</p>
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第10条 排水設備等の新設等の工事<u>（規程で定める軽微な工事を除く。）</u>は、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した者（以下「指定工事店」という。）<u>の監理の下において</u>でなければ、行ってはならない。ただし、</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第10条 排水設備等の新設等の工事は、<u>次に掲げる工事を除き</u>、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ行<small>ってはならない。</small></p>

旧	新
<u>市において工事を実施したときは、この限りでない。</u> 2～3 略	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>市が実施する工事</u> (2) <u>規程で定める軽微な工事</u> (3) <u>災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事</u> 2～3 略
(指定の基準) 第12条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定を行う。 (1) 責任技術者が <u>1人以上専属</u> していること。 (2)～(4) 略 2 略	(指定の基準) 第12条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定を行う。 (1) 責任技術者 <u>を選任</u> していること。 (2)～(4) 略 2 略
<u>(排水設備工事責任技術者)</u> 第13条 指定工事店は、次項各号に掲げる職務をさせるため、 責任技術者を <u>専属させ</u> なければならない。 2～3 略	<u>(責任技術者)</u> 第13条 指定工事店は、次項各号に掲げる職務をさせるため、 責任技術者を <u>選任しなければならない</u> 。 2～3 略

(伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第158号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事 <u>(管理者が別に定める軽微な工事を除く。)</u>は、下水道条例で定めるところにより管理者が排水設備の工事に関し、技能を有するものとして指定した者（以下「指定工事店」という。）<u>の監理の下において</u>でなければ、行ってはならない。ただし、<u>市において工事を実施したときは</u>、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事は、下水道条例で定めるところにより管理者が排水設備の工事に関し、技能を有するものとして指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、<u>下水道条例第10条第1項各号に規定する工事について</u>は、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の伊那市下水道条例第2条第17号の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

令和7年度伊那市一般会計第5回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市一般会計第5回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第14号

令和7年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第15号

令和7年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第16号

令和7年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第17号

令和7年度伊那市水道事業会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市水道事業会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第18号

令和7年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝